

## 指定通所介護サービスにかかる費用について

### 介護保険サービス費用（7 時間以上 8 時間未満）

#### 1. 基本部分（ご利用者様の負担割合に応じた料金となります）（1 日あたり）

介護度別費用*		1 割負担額	2 割負担額	3 割負担額
要介護 1	6,580 円	658 円	1,316 円	1,974 円
要介護 2	7,770 円	777 円	1,554 円	2,331 円
要介護 3	9,000 円	900 円	1,800 円	2,700 円
要介護 4	10,230 円	1,023 円	2,046 円	3,069 円
要介護 5	11,480 円	1,148 円	2,296 円	3,444 円
感染症又は災害を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合			介護度別費用×3.0%	

※体調不良等によりサービス提供時間が短くなる場合は、ご利用時間に合わせた費用の請求となります。

#### 2. 加算項目（ご利用者様の負担割合に応じた料金となります）

加算項目	費用	1 割負担額	2 割負担額	3 割負担額	補足説明
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	220 円/日	22 円	44 円	66 円	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 70 以上である、又は、10 年以上勤続している割合が 100 分の 25 以上である
入浴介助加算（Ⅰ）	400 円/日	40 円	80 円	120 円	入浴介助を適切に行える人員及び設備を有しており、入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行っている
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	2,000 円/回	200 円	400 円	600 円	通所リハビリテーション事業所等の理学療法士等と共同して個別機能訓練の計画、実施、評価を行っている
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ ※個別機能訓練加算（Ⅰ）ロとの併算不可	560 円/日	56 円	112 円	168 円	機能訓練指導員を 1 名以上配置、定期的に居宅を訪問し生活状況を確認した上で機能訓練計画を作成、機能訓練指導員が訓練を提供している
個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ ※個別機能訓練加算（Ⅰ）イとの併算不可	760 円/日	76 円	152 円	228 円	個別機能訓練加算（Ⅰ）イの要件に加えて、機能訓練指導員等をサービス提供時間を通じて 1 名以上配置している場合
認知症加算	600 円/日	60 円	120 円	180 円	3 ヶ月の利用者総数のうち、日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又は M の占める割合が 100 分の 20 以上であり、認知症介護に係る研修等を終了した職員を 1 名以上配置
栄養アセスメント加算	500 円/月	50 円	100 円	150 円	管理栄養士を 1 名以上配置し、介護職員等と共同して栄養アセスメントを行った場合

<b>栄養改善加算</b> ※3ヵ月の期間に限り月2回を限度	2,000 円/回	200 円	400 円	600 円	管理栄養士を1名以上配置し、低栄養状態または低栄養状態の恐れのある利用者に対して栄養ケア計画を作成、低栄養状態の改善のため栄養管理を行っている
<b>口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）</b> ※6ヶ月に1回を限度とし、（Ⅰ）、（Ⅱ）併算不可 ※栄養改善加算の算定に係る栄養サービスを受けている間及び栄養改善サービスが終了した日の属する月は算定しない	200 円/回	20 円	40 円	60 円	利用者に対し6ヵ月毎に口腔の健康状態及び栄養状態の確認を行い、介護支援専門員に情報を提供している
<b>口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）</b> ※6ヶ月に1回を限度とし、（Ⅰ）、（Ⅱ）併算不可 ※栄養改善加算の算定に係る栄養サービスを受けている間及び栄養改善サービスが終了した日の属する月は算定しない	50 円/回	5 円	10 円	15 円	利用者が栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合で、口腔の健康状態、栄養状態のいずれかの確認を行い、介護支援専門員に情報を提供している
<b>口腔機能向上加算（Ⅱ）</b> ※月2回を限度	1,600 円/回	160 円	320 円	480 円	歯科衛生士、看護師を1名以上配置し、多職種共同で口腔機能改善管理指導計画を作成、歯科衛生士又は看護師が口腔機能サービスを提供、定期的に記録、評価し、情報を厚生労働省へ提出し活用している
<b>科学的介護推進体制加算</b>	400 円/月	40 円	80 円	120 円	利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、提出情報を活用しサービス計画の見直し等を行う
<b>送迎を行わない場合</b> ※片道につき	△470 円/回	△47 円	△94 円	△141 円	自宅、施設間の送迎を事業所で行わず、家族等が対応した場合
<b>介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）</b>	算定合計単位数×9.2%				基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に、サービス別掛率【9.2%】を乗じた単位数

## 介護保険給付対象外サービス費用

### 1. その他のサービス利用料金

食費	食材料費＋調理費相当分	730 円/食
おやつ代		60 円/回

以下のサービス内容はご利用者様の希望に応じて個別に提供されます。

教養娯楽費	日常のレクリエーション・クラブ活動に必要な材料費	実費
催事参加料	日常のレクリエーション以外の催し物参加料	実費